

# 花園小いじめ防止基本方針

平成26年3月20日策定

平成29年3月21日改訂

令和2年6月25日改訂

令和3年7月30日改訂

## 1 いじめ防止の基本方針

### (1) 基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関する人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにつくるかという、学校を含めた社会全体的に関わる国民的な課題となっている。全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、

いじめを防止するために、いじめ防止等の対策を行わなければならない。

いじめが、将来にわたりいじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを児童生徒や教職員、保護者、地域住民等が十分理解できるよう、また、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することの重要性を認識できるように、全ての児童生徒がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめの防止のため次の4点を基本理念としていじめ防止にあたる。

- ① いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを防止することを旨として行われなければならない。
- ② 全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにしなければならない。そのため、いじめの防止等の対策は、いじめが、将来にわたりいじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒や教職員、保護者、地域住民等が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。
- ③ 集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。また、いじめを解決していく過程で、そこに関わる児童生徒や大人の人間的な成長を重視しながら行われなければならない。
- ④ いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することの重要性を認識しつつ、国、県、市町村、学校、地域住民、家庭その他の関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

### (2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条）

### (3) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように集団全体にいじめを許容しない雰囲気が醸成されるような学級経営に努めること。

また、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は保護者他関係者との連携を図り、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めること。

#### (4) いじめの基本認識

- ① いじめは人権侵害であり、「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つ。
- ② いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ③ いじめられている子どもの立場に立った親身な指導を行う。
- ④ いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑤ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有している。
- ⑥ いじめ問題は、家庭・学校・地域など社会全体で対応し解決に向けて取り組むことが必要であること。

## 2 いじめ防止対策

### (1) いじめ防止対策のための組織「花園小いじめ防止対策委員会」の設置

いじめの防止を実効的に行うため、次の機能を担う「花園小いじめ防止対策委員会」を設置する。

#### 【花園小いじめ防止対策委員会】

##### < 構成委員 >

校長，教頭，主幹教諭，指導教諭，教務主任，情報集約担当者，生徒指導担当，養護教諭，担任等，必要に応じて，宇土市いじめ防止対策委員会，SC，SSWなど

##### < 活動内容 >

- いじめの発見に関すること（アンケート調査，教育相談等）
- いじめ防止に関すること
- いじめ事案に対する対応

##### < 日常的活動 >

- いじめアンケートの実施，集計，現状把握
- いじめ防止に係る児童・保護者・地域への啓発
- 現状の意見交換，実態把握

##### < いじめ事案発生の場合 >

- 事案に対する事実関係の情報収集と共通理解
- 市教育委員会への報告・連絡・相談
- 事案の分析及び課題把握
- 事案解決のための対応策の検討
- 対応方針の決定と解決への見通しの共有
- 教職員一人一人の役割の明確化
- 家庭や関係機関対応の方策検討や報告・連絡・相談
- 学校で対応できる事案であるか否かの意見交換と判断
- 校長を中心に全員で協働実践

##### < 関係機関との連携 >（必要に応じて）

- 市子育て支援課，スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，市福祉課，警察，市青少年センター，学校運営協議会委員，民生児童委員・主任児童委員等

### 3 いじめの未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学校・学級づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学校にも学級にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。子どもたち・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的な取組を計画・実施する必要がある。

#### (1) 学校教育活動における取組のポイント

##### ①学級経営

- ・日々の観察等で学級集団を正しく理解し、集団生活になかなか馴染めないで、気になる子へのアセスメントを行う。
- ・「話を静かに聴く」等の学習ルール、「優しい言葉を使う」等の対人関係ルールを学級内に浸透させ、安心・安全な学級な居場所づくりに努める。
- ・学級生活の様々な場面で、「褒める、認める」言葉をかけ、学級全体でのかかわり遊びを定期的に取り入れ、ふれあいの中で対人関係を学ぶことができるようにする。
- ・学級全体での学年末のゴール（目指す姿）を児童と共に共有し、常にそのゴール向かい現在地を日々確認しながら活動する。

##### ②道徳科

- ・道徳的価値について児童自ら考え、互いの意見を交流しながら価値の自覚を深める。
- ・自他の生命の尊さや、人に対する思いやりの心を持ち、相手の気持ちや立場を理解するなど、人間性豊かな心を育て、「いじめをしない」「いじめを許さない」「いじめに負けない」という強い心を育てる。
- ・児童が、他者や社会、自然との直接的なかかわりの中で自己と向き合い、生命に対する畏敬の念や感動する心、共に生きる心に自らが気づき、発見するなどの活動を取り入れる。

##### ③授業

- ・研究授業や指導員訪問授業等により、授業力を向上させ、分かる授業づくりに努める。
- ・UD授業の視点を常に取り入れ、子どもに分かりやすい説明や指示を行う。
- ・主体的で対話的な学習になるよう、課題設定の工夫や学び合える授業を行う。
- ・教師と児童のやりとりが学級全員のモデルになることを意識しながら授業を行う。

##### ④特別活動

- ・学級内のルールを決めることや生活がより向上するような活動について、学級全員で話し合っ
- て決めることで、自分たちで決めたことは守るという意識をもたせる。
- ・学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会や体験活動を取り入れる。
- ・グループエンカウンターやソーシャルスキルトレーニング、アサーショントレーニング等、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くためのプログラムを計画的に実践する。

##### ⑤人権教育

- ・児童一人一人の個性やよさをしっかりと見つめ、児童が生き生きと活動できる場を設け、認め、励ましながら自尊感情を高める人権教育を推進する。
- ・言語環境を整え、人権尊重の精神がみなぎる環境をつくり、お互いの人権を認め合う態度を育てる。

- ・いじめや差別を見抜き、許さない「人権を尊重する集団づくり」に取り組む。
- ・多様な人を受け入れる寛容さを醸成し、共に生きていくためには自分がどうすべきかを常に問いかけ、グローバル化した社会に適応できる人材を育てる。

#### (2) 保護者・地域との連携

- ・学校ホームページや学校・学年便り、学級懇談会等で「花園いじめ防止基本方針」を周知し、いじめ問題への啓発を行う。
- ・携帯電話やインターネットを使用する場合のルールやモラルについての啓発活動（講話等）を行い、ネットいじめ等の予防を図る。

### 4 いじめの早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながることを認識し、いじめの早期発見のために、日頃から教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努めることが大切である。また、いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が子どもたちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。

#### (1) 教職員による日々の観察

- ・児童と積極的に触れ合うことで、子どもの変化を敏感に察知する。
- ・いじめは大人の見えないところで行われているという認識に立っていじめの早期発見に努める。
- ・情報集約担当者は、担任からいじめ事案等があれば随時、中心になって情報を収集する。
- ・定期的にアンケート調査を行ったり、「いじめ早期発見のためのチェックリスト」を用いたりしていじめの早期発見に努める。

#### (2) 教育相談の実施

- ・每学期1回、担任による教育相談を実施する。

#### (3) 校内点検の実施

- ・安全点検、環境衛生検査時に学校施設内の点検（掲示物や机の落書き、不自然な机や椅子の乱れ等）

#### (4) いじめ早期発見のためのチェックリストの活用

- ・月のはじめに担任が実施し点検を行い、未然防止と早期発見につなげる。
- ・チェックリストをもとに、気になった点は個人面談等を行い児童の悩みを聞く。

#### (5) いじめ相談体制の整備

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用
- ・いじめ相談窓口の設置  
相談員：主幹教諭、情報集約担当者、生徒指導担当、養護教諭

### 5 いじめ発生時の具体的対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、速やかに組織で対応し、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、いじめられた児童を守り通すとともに、いじめた児童に対しては、その児童が抱える課題や悩みを理解しながら、その児童の人格の成長のためにも毅然とした態度で指導する。

- (1) いじめの発見や相談を受けた時の対応
- ・いじめと疑われる行為を発見したら、その場で、その行為を止める。
  - ・児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。
  - ・いじめられた、あるいはいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
  - ・いじめについての正確かつ迅速な事実関係の把握に努め、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制をできるだけ早く整える。必要に応じて、外部専門家等の対策会議等への参加を依頼し、解決に向けた適切なアドバイスを求める。
  - ・市教育委員会に報告・相談し、適切なアドバイスを求める。
- (2) いじめられた児童に対して
- ・事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
  - ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
  - ・必ず解決できる希望が持てることを伝える。
  - ・本人にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制を整える。
  - ・状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部専門家の協力を得る。
- (3) 保護者に対して
- ・正確な状況を把握してできるだけ早く家庭訪問等を行い、事実関係を伝え、協力依頼を行う。
  - ・学校の解決方針を伝え、今後の対応について協議する。
  - ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
  - ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- (4) いじめた側の子どもに対して
- ・いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、子どもの背景にも目を向け指導する。
  - ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。
  - ・正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
  - ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
  - ・子どもの変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。
- (5) いじめた側の保護者に対して
- ・家庭訪問や面談をするなどして、冷静かつ正確に事実を伝える。
  - ・いじめた側に複数の児童がいる場合は、それぞれの保護者との間で「いじめの事実があり、自分の子どもがそれを行った」という共通の理解を図る。
  - ・いじめられた子どもとその保護者に対して、誠意ある態度や行動を示すよう助言する。
- (6) 重大事態への対処
- ① 市教育委員会へ報告する重大事態の例
- 生命、心身または財産に重大に被害が生じた疑いがあるとき
  - ・児童が自作を画図した場合
  - ・身体に重大な障害を負った場合

- ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合
- ② ①のような重大事態が起きたとき
- ・重大事態が発生した旨を、宇土市教育委員会に速やかに報告する。
  - ・教育委員会と協議の上、当該事態に対処する組織を設置する。
  - ・上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
  - ・上記調査結果については、いじめを受けた児童と保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
  - ・関係児童と保護者への心のケアや落ち着いた学校生活を取り戻すための支援を、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携して行う。

## 6 年間計画

月	主 な 内 容	
4月	・基本方針の周知と確認 組織づくり 児童理解	子どもを 見つめる会
5月	・第1回いじめ防止対策委員会（生徒指導委員会） いじめアンケート	
6月	心のきずなを深める月間 ・心のアンケート ・児童会主催の集会（花っ子なかよし宣言, 児童会なかよしパトロール隊, 校長講話など） ・「生命尊重」を主題とした道徳の授業実践, 学年集会での講話 ・標語募集 ・教育相談	
7月		
8月	・第2回いじめ防止対策委員会（生徒指導委員会） ・いじめ根絶ポスター募集	
9月	・心のアンケート	子どもを 見つめる会
10月	・教育相談	
11月	・人権月間 人権集会	
12月	・心のアンケート	
1月	・第3回いじめ防止対策委員会（生徒指導委員会）	
2月	・教育相談	
3月	・取組評価（総括と次年度への志向）	

※情報集約担当者：「花園小いじめ防止対策委員会」における情報の窓口を一元化するための業務を担う担当者。業務として「いじめが疑われる児童間の出来事についての情報収集、校内いじめ防止対策組織の招集・運営等、いじめ対応のマネージメントやコーディネート、いじめ対応に関する校内研修の企画等、管理職への報告・連絡・相談」等を行う。